

私立大学のガバナンス改革と「私立大学版ガバナンス・コード」

私立大学経営問題協議会(2019.2.21)

学校法人 二松学舎 理事長 水戸英則

サマリー

私立学校法と私立大学

学校法人制度

私立大学経営倫理綱領とガバナンスの考え方

近年の私立大学に係る経常補助金減額・不交付事例

私立大学の振興に関する検討会議と学校法人制度改善小委員会の設置（平成28年5月・平成29年5月）

同改善小委員会の制度改善に関する主な提案事項→私学法の改正事項

今回見直し後の学校法人と公益財団法人制度の比較

私学法上の学校法人のガバナンス制度改正前・後（予定）比較

私立大学版ガバナンス・コードの策定に関する提言

日本私立大学協会憲章「私立大学協会ガバナンス・コード」について

私立大学版ガバナンス・コード当面の運用と今後の課題

参考資料



サマリー

- ・私立大学(以下私大) は、建学の精神に基づく自主自立を基本理念に、全大学生の7割以上の教育を引受け、これまで各分野の中間層を輩出、社会に貢献してきた。その使命は今後益々重要となり、2040年には総労働人口(5286万人) 中、6割強を私大卒が占めることになり、将来の我が国の文字通り分厚い中間層を構成する支柱となり、当該層の教育を担う私大の責任は重大(参考資料参照)。
- ・昭和24年制定の私立学校法(以下私学法) は私大運営の基盤として、学校法人制度を導入。当時は国家予算枯渇の折、戦後の我が国成長を担う人材の育成を私費で賄う私学が必要であったことがその背景。従って、私学法では学校法人を基盤とする私学を、公共性・公益性の観点から自主自立を尊重、所轄長権限の限定を謳い、その他関連法により私学補助や非課税法人等特典を付与。
- ・同法は平成16年、同26年に改正を行い、現在の学校法人のガバナンスの大枠を形成。
- ・私大経営を巡る環境は、その7割を占める学生の教育の充実の必要性、少子化の進展による経営困難校の顕在化、一部における管理運営上の不適切事例等諸課題が指摘。私大の振興に関する検討会議(平成28年5月)、学校法人制度改善検討小委員会(平成29年5月) が設置、教育の充実、ガバナンスの在り方、経営支援、財政基盤の在り方、私大の自主的な改革の必要性等を議論、所要の改正点が纏められ、これを基に私学法や学校教育法、設置基準等省令の改正が予定。
- ・こうした状況下、私大は社会の一層の信頼を得、今後我が国の国力を支える人材の育成を行うという重要な使命を果たすためにも、教育研究の質を更に引上げ、経営力の強化やガバナンス改革を進め、教育改革を大胆に行い、時代のニーズに沿う国力を支える逞しい人材を育成する必要。また、国は私立大学のかかる使命の重要性に鑑み、更なる財政援助を行うべき。
- ・かかる観点から、私立大学がガバナンス改革を自主的に進めるため、私立大学協会では、協会会員校が足並みをそろえて、会員校が守るべきガバナンスの自主基準である「私立大学版ガバナンス・コード」を策定し、公表した。

私立学校法：私立学校の公共性を高め、健全な発展を図ることを目的に公布（昭和24年、1949年法律第270号）

自主・自律と所轄庁権限の限定：「私学は私人の寄附財産等によって設立・運営されることを原則。その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、健全な発達を図ること」と規定（同法1条）。このほか①所轄庁権限を国公立比限定（同法5条）、②権限行使の際は私立学校審議会等の意見聴取の要など関係者の意見が反映されるよう担保。

公共性：国公立と同様公教育の一翼を担っており、「公の性質」（教育基本法第6条第1項）を有し、「公共性」が求められている。このため設置者として民法の財団法人にかわり「学校法人制度」を創設。その組織・運営等について、以下を規定。

- ①解散時の残余財産の帰属者を学校法人等教育の事業を行う者に限定。
- ②役員の最低必要人数を法定、特定の親族の占有を禁止。
- ③諮問機関として評議員会の設置を義務づけ、法人運営について意見を反映させることを規定。
- ④公共性担保のため、使命・目的、所轄庁、資産、役員、理事会、評議員会、財産目録の備付閲覧等

平成16年一部改正（法律第42号）

①管理運営制度の改善

理事会を決議機関、監事制度の改善、評議員会を諮問機関

②財務情報の作成と公開

財産目録、収支計算書、貸借対照表等の作成・閲覧義務等

③私立学校審議会の委員構成の見直し

平成26年一部改正（法律第15号）

①所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備（第60条関係）、②報告及び検査の規定の整備（第63条関係）

法令違反、措置命令に従わないとき、役員の解任を勧告。業務・財産の状況の報告義務と事務所等への立入り検査権。

③忠実義務規定の明確化（第40条の2関係）

理事の忠実義務を導入

学校法人

私立学校の設置を目的として私学法（昭和24年法律第270号）の定めるところにより設立される法人で公益法人の一つ。設立に当たっては、寄附行為に目的、名称、設置する私立学校の種類、名称等所定の事項を定めた上、文部科学省令で定める手続に従い所轄庁の認可を受ける必要（私立学校法第30条）

学校法人設立の経緯

⇒終戦後、国立大学設置法と共に私学法が制定。背景は

- ①全体主義的・偏狭な価値体系が戦争に突入させたことへの反省として価値の多様性を重視する教育展開の必要性、
- ②国家予算枯渇の折、戦後の我が国成長を担う人材の育成を私費で賄う私学が必要であったこと、
- ③国立大学によるトップリーダーに加え、多様な分野での中間層の厚みを形作るという人材確保の必要性の観点

学校法人制度の特典

- ①補助金等助成措置の対象：一条学校に対し私立学校振興助成法における経常補助金や特別補助金助成措置の対象（私立学校振興助成法一条）⇒**国からの助成措置、公益性**
- ②信用度のアップ：「学校法人」の名称が使える、社会的信用が高まり生徒募集などにプラス⇒**公共性**
- ③税務上の優遇：税制上様々な優遇措置。高い公益性に鑑みて、法人税や事業税、登録免許税をはじめとする多くの税目が非課税。寄附についても優遇措置⇒**非課税法人、公益性**

学校法人制度は、私立学校の自主性・公共性を担保する優れた特徴を備え、世界でも先進的な制度。

・私立大学経営倫理綱領（私立大学団体連合会 H20年4月）

http://www.shidaikyo.or.jp/apuji/pdf/no_12394.pdf(参照)

背景：H20年2月27日付大学設置・学校法人審議会学校法人分科会会長名による「近年の審査を振り返って」の指針「昨今私立大学の制度の前提である自主・自立性を損ないかねない事態が審査の過程などで明らかになり、学校法人制度の根幹を揺るがしかねない。事態克服のため各設置者の強い自覚・自制を求め、各大学団体にも会員大学に適切な対応を期待したい」の旨の発出があった。

私立大学の自主性

学校法人は、経営体として自らが持っている倫理性・社会性・公共性を担保するにふさわしい組織を整備し、その厳正な運営に努めなければならない。

私立大学の公共性

学校法人の理事者は、大学に課せられた極めて公共性の高い使命とその財政基盤の公的・社会的性格、資産の公共財的性格に鑑み、倫理性・社会性の高い経営に徹しなければならない。

・私立大学の経営に関する指針

上記「私立大学経営倫理綱領」の精神を具体化するために、下記指針を設定。

1. 学校法人の意思決定 及び業務執行の組織について、私立学校法の趣旨に則り、① 理事、監事、評議員として、その本来の機能を十分に果たし得る人材が適正に選出されなければならない。② 理事会、監事、評議員会は、それぞれの機能が十分に発揮される状態が確保されなければならない。③ 学校法人は、財政運営、組織運営について必要な規程を整備し、「指針」の実効性の確保に努めなければならない。
2. 内部統制組織等学校法人の業務遂行に当たり、内部統制組織、監査制度、予算制度等が 整備・機能していなければならない。

	関連事項		関連事項
1	・受験生の保護者に合格発表前に寄付を求め、収受	9	・大学の閉校計画に学内混乱
2	・大学設置認可に係る虚偽申請（寄附金の偽装） ・民事再生中に理事会の決議を経ずグループの医療法人へ 約 8 億円を融資	10	・学校資金不正融資（背任）容疑の理事らが逮捕
3	・耐震補強工事について補助金不正受給の疑い ・理事長らが学園経費を流用し背任容疑で逮捕	11	・医療事故調査結果の公表を巡り理事長側と大学側が対立
4	・理事長と法人とで合計約 7 億円の所得の申告漏れ、不正経理	12	・やらせ受験で附属高校生に謝礼・教材費を飲食代などに流用
5	・2億円が使途不明	13	・学園長による学園経費の私的流用
6	・総長が刑事事件で逮捕	14	・理事長らに対する勤務実態の伴わない給与などの不正支出
7	・不透明なファンドに対し学校法人に投資させたとして 元理事らを詐欺と業務上横領の疑いで逮捕	15	・大学職員の刑事処分・法人の運営（廃棄物処理に係る法令違反）
8	・大学開設時に巨額の負債を隠し虚偽認可申請 ・古美術の無断売却（横領容疑）の疑いで大学を家宅搜索 ・経営悪化後に学校債を発行、一部しか返還せず ・給与遅配 8 ヶ月連続 ・2 つの経営陣が対立。混乱に拍車	16	・学校法人の管理運営不適正（役員報酬報酬、教職員との対立）
		17	・看護学部の設置認可申請において教員予定者の虚偽記載
		18	・学校法人の管理運営不適正（不適切な理事会对応、医学部の不適切な入試選抜等）

○私立大学の振興に関する検討会議（黒田座長平成28年5月）と学校法人制度改善検討小委員会（日高座長平成29年5月）

・全学生の7割を預かっている私立大学の教育等充実の必要性、18歳人口の減少等経営困難校の顕在化、一部における管理運営上の不適切事例など諸課題が指摘。本検討会議を開催。

・検討事項：①私立大学等の果たすべき役割 ②経営支援 ③ガバナンスの在り方 ④経営困難な状況への対応 ⑤財政基盤の在り方⑥その他、振興に関すること。③については、ガバナンスワーキンググループ（西井座長）が組成。

・上記会議の議論の取りまとめの具体化のため、平成29年5月に設置審学校法人分科会の下に「学校法人制度改善検討小委員会」が設置、学校法人におけるガバナンス機能、経営の強化、情報公開の推進、破たん処理手続きの明確化について検討。「学校法人制度の改善方策について（平成31年1月7日）」が取りまとめられた経緯。

○議論のポイント

- ①平成16年私学法改正時の理事会、評議員会、監事機能の明確化等本来期待されていた役割・機能が十分に果たされているか検証
- ②医療・社福等他の公益法人制度の改革状況と比較してどうか
- ③法改正は最小限に止め、大学団体が自主的に策定する綱領やコードで代替できる部分はそれに任せるべき

○学校法人制度改善方策取りまとめの概要

①監事の牽制機能の強化（理事の不正防止等監事権限の強化）、②役員等の責任の明確化（他公益法人と同様善管注意義務と第三者損害賠償責任を負わせる）、③情報公開の充実、④破たん処理手続き、⑤中長期計画策定の義務化、⑥自主的なガバナンス・コードを開発、加盟大学に実行を促すこと（詳細は次ページ参照）

1 理事に対する監事による牽制機能の強化

①理事の行為の差止請求権の付与

理事が違法行為等を行った際の差止請求権の監事への付与

②理事の監事への報告義務の創設

著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発見時の、監事への報告義務

③理事会招集請求権の付与

理事が不正行為をしている等の場合の、監事の理事長に対する理事会招集権の付与

2 役員等の責任の明確化

①役員（理事及び監事）の善管注意義務の明確化

現行私学法は民法上の委任義務が課せられているが、公益法人や社福法人制度と同様の手当てをする

②役員の学校法人や第三者に対する損害賠償責任に係る規定の創設

上記善管注意義務に違反した場合には、学校法人に対し損害賠償責任を負い、また、第三者に損害を与えた場合には、損害賠償責任を負うことを明示（責任が過重とならないよう損害賠償責任免除の手当て）。

③利益相反行為の規制対象の拡大

利益相反行為について特別代理人の選任を規定しているが、学校法人を代表する者だけでなく、理事についても規制の対象

④役員報酬基準の策定および意見聴取の機会の創設

役員報酬基準の策定を義務付け、基準の透明性を確保するため、策定に際し評議員会にあらかじめ意見を聴取

3 経営力の強化

①中長期計画の策定および意見聴取の機会の創設

文部科学大臣所轄法人（「大臣所轄法人」）について、中長期計画を策定し、当該計画の決定に際して評議員会にあらかじめ意見を聴く

②経営改善に向けた指導の強化

4 学校法人に関する情報公開の充実

①財産目録等の公開

私学法では、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書の各事務所への備付けおよび利害関係者に対する閲覧義務から公表義務への切替え

②寄附行為および役員名簿の公開

寄附行為および役員名簿に関する公開の規定は現在ないが、全ての学校法人に対し、公開を義務付（大臣所轄法人）

5 制度改正とは別に大学法人は自主行動基準であるガバナンス・コードを策定(後掲P11参照)

6 学校法人の破たん処理手続の明確化

①解散命令発出時の清算人選出に係る特例

学校法人が解散したときは、寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事がその清算人となることとされているが、所轄庁の解散命令により学校法人が解散した場合には、所轄庁が清算人を選任することとすべき。

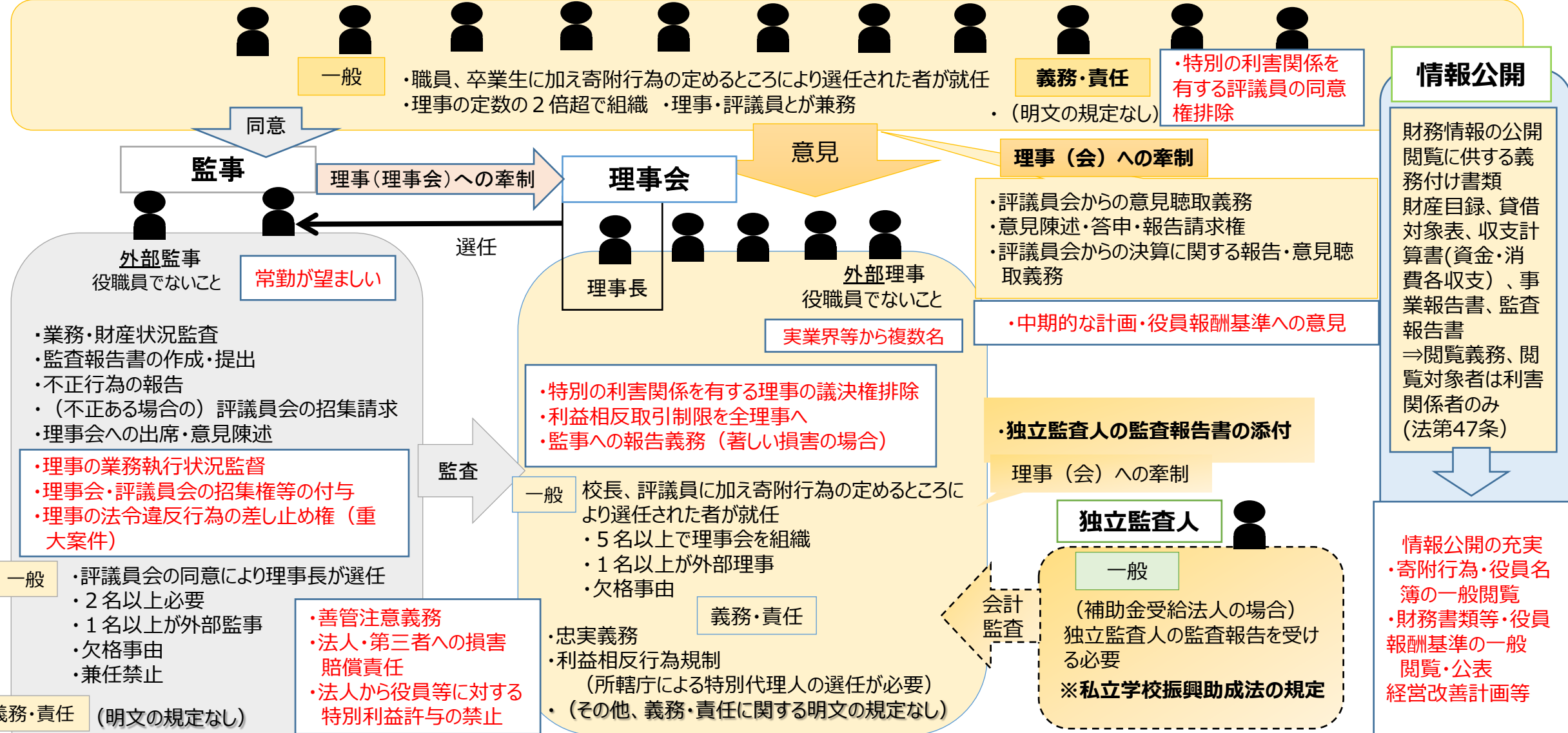
	事項	大臣所轄法人	知事所轄法人	公益財団等
監事の牽制機能の強化	理事の行為の監事の差し止め請求権	○	○	○
	監事への理事の報告義務	○	○	○
	監事の理事会招集請求権	○	○	○
役員等の責任の明確化	役員の善管注意義務の明確化	○	○	○
	役員の損害賠償責任の明確化	○	○	○
	利益相反行為の理事への拡大	○	○	○
	役員報酬規程の策定	○	○	○
経営力の強化	中長期期計画の策定	○		
情報公開	財産目録等の公表	○	△	○
	寄附行為及び役員名簿の公開	○	○	○
破綻処理手続き	解散命令時の清算人の選出	○	○	

私学法上の学校法人のガバナンス制度改革前・後（予定）比較（赤字部分が予定改正私学法による付加部分）

学校法人の責務・運営基盤の強化・教育の質の向上・運営の透明性等（新設）

評議員会

※原則として私立学校法上明文の制度のみ記載



・学校法人制度において、私立学校の自主性・自律性を最大限に発揮し、私学団体等が自ら行動規範を定め、学生・保護者・一般社会等ステークホルダーに対して、自主的に説明責任を果たすとともに、学校法人の運営者が経営方針や姿勢を自主的に点検し、私立学校の健全な成長と発展につなげていくことが必要。⇒実際のところは・・・「ハードローよりソフトロー」？！

・上場企業が守るべき行動規範を示した企業統治の指針として「コーポレートガバナンス・コード」（後掲資料参照）が策定。その目的は「会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のための自律的運営を通じて、会社、投資家、経済全体の発展にも寄与」することを株主等ステークホルダーに約束。

ガバナンス・コードに盛り込む事例

①経営の強化

- ・経営と教学の連携・協力の在り方
- ・中長期計画に盛り込むべき内容
- ・危機管理等コンプライアンスの在り方

②ガバナンスの強化

- ・理事会機能の実質化
 - 理事会の議決事項の明確化
 - 外部理事の適切な人数
 - 研修機会の提供（理事、監事、評議員）
- ・監事機能の実質化
 - 監事監査基準・同規則等の作成
 - 監査計画及び同報告書の作成
 - 重要会議への監事出席のルール化

監事の選任方法の工夫・改善

常勤監事の設置（一定規模以上）

- ・評議員会機能の実質化

諮問機関として議事運営方法

理事の数を十分上回る評議員数の選任

諮問事項の整理

③情報公開の推進等

学生や保護者、学内・外など対象に応じた情報公開

経営状況の「見える化」共有による改革

事業報告書の詳細

相当割合出資会社の情報公開など

・「日本私立大学協会」では、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、加盟大学の規範となる「私立大学版 ガバナンス・コード（以下GC）」を制定。協会私立大学基本問題研究委員会を経て、平成30年3月の理事会・春季総会です承。

・策定部署：協会大学事務研究委員会でWGを組成(座長：松井広島経済大学常任理事・事務局長、以下7名)

制定の目的・意義

私立大学憲章として、広く国民や一般社会に対し自主的に法人運営の透明性、見える化を図るもの。

- (1) 学校法人は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。
- (2) 学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。
- (3) 学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。
- (4) 学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育、研究、社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととも自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」の制定は重要な意義がある。

制定における指針

本コードは、本協会全加盟大学を対象とし、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下5つの原則に基づき国民に対して宣言する。

第1章：私立大学の独自の建学の精神に基づく自主性・自律性を尊重し、中長期ビジョンで組織の持続性と価値の引き上げを謳い、使命である教育と研究の目的を記載

第2章：学校法人として大学経営を安定的かつ継続性のある組織体として保つための理事、監事、評議員会の役割と責任を記載

第3章：学長に委任している教学ガバナンスに関して、学長や教授会の責務を記載

第4章：公共性・信頼性の観点からは、学生、教職員、社会等ステークホルダーへの約束事とそれに関わるコンプライアンス事項を記載

第5章：組織の透明性の順守として幅広い情報公開の必要性を記載

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営の尊重）

1－1 建学の精神 中長期ビジョン

1－2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2－1 理事会

2－2 理事

2－3 監事

2－4 評議員会

2－5 評議員

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3－1 学長

3－2 教授会

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

4－1 学生に対して

4－2 教職員等に対して

4－3 社会に対して

4－4 法令遵守に係わる取組み

第5章 透明性の確保（情報公開）

5－1 情報公開

今後とも、学校法人〇〇学園 〇〇大学の建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。また、中長期計画を策定・公表し、学生を始め様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中長期的な価値の向上を目指していきます。

1 - 1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

建学の精神・理念は次のとおりです。

[illegible]

（２）建学の精神・理念に基づく人材像

建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。

[illegible]

② 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、中長期的に私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、組織の経営強化を念頭に置き学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等⇒報告事項等との峻別

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行い、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委譲⇒第3章教学ガバナンスで説明

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために必要な教学事項の権限を委ねています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

エ 委任した教学事項は、教授会での検討をはじめとして、教学の関連会議での審議を通じて、教育・研究の自律性と専門性が担保されています。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。私立大学経営問題協議会講演 水戸

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。⇒改正私学法で規定
- ⑥ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。⇒改正私学法で規定

このほか重大な事項の監事への報告義務等が改正私学法で規定

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。⇒複数の実務家出身を要選任
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。⇒改正私学法で規定
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。

このほか理事会・評議員会の招集権の付与、理事の法令違反行為（重大案件）の差止め請求権が改正私学法で規定

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点から、理事長は評議員会の同意を得て監事を選任します。
- ② 監事は○名置くこととします。⇒現行私学法35条で2人以上 選任にあたり委員会設置や資質等について十分審議等

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、○○学園監事監査基準・同規則等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、○○学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 三様監査と監事への研修機会の提供と充実

- ① 監事、公認会計士及び内部監査者の三者による監査結果について意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

(5) 常勤監事の設置⇒一定以上の規模で議論

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。⇒以下①から⑦は現行私
学学42条に規定分

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 寄附行為の変更
- ④ 合併
- ⑤ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会議決を要する場合を除く）及び第3号(目的たる事業の失敗)に掲げる事由による解散
- ⑥ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑦ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの。

⑧ 中長期計画・役員報酬基準等⇒新たに規定

(2) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮
問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(3) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事
の資質や専門性について十分検討します。⇒新たに規定

2-5 評議員

(1) 評議員の選任 ・評議員の人数は理事数に対し十分な人数を選任するなど

- ① 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
 - イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任さ
れた者
 - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステーク
ホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ③ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行ないます。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

3 – 2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については〇〇規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の理念（精神）にもとづき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たしてゆかねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、他の公益的な法人に比して同程度の公共性と信頼性を担保する必要があります。

4 – 1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組めます。

③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4 - 2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中長期計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD⇒大学全体 USR概念

全構成員による、建学の精神（理念）に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常任（勤）理事は、寄附行為等関連規定ならびに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係わるPDCAを毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会ならびに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動にかかわるPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価→認証評価機関の適格・不適格認定の文科省届け出義務付け等学校教育法の改正が予定。

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画(中長期計画も含む)を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令順守に係る取り組み

(2) 危機管理体制の整備とマニュアルの制定など。大規模災害、不祥事対応。災害防止、学生・生徒の安全対応、ハラスメント防止、情報セキュリティ、その他リスク等対応

(1) 法令遵守のための体制整備

① すべての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程を遵守するよう組織的に取り組みます

② 万一、違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開

(1) 教育・研究に対する情報公開 法令上の情報公開⇒この辺りも現行法令上既に規定されていることをリマインドする観

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって 指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績及び入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業者数、並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- キ 授業科目、授業方法・内容並びに年間の授業計画
- ク 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- ケ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- コ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- サ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援
- シ 学生が修得すべき知識及び能力

(2) 法人関連情報：財産目録、BS表、収支計算書、事業報告書（法人・事業・財務各概要）、監事監査報告書、寄付行為、役員報酬規程、学校法人が相当割合を出資する会社の情報

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携
- エ 理事の経歴及び中長期計画、経営改善計画

(3) 情報公開の工夫等⇒分かり易く工夫して公開する努力

- ① 情報公開にあたっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ② 公開方法は、インターネットを使ったウェブ（web）公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

おわりに

日本における全大学数の約8割を担う私立大学は学部教育を中心に我が国の高等教育の発展に大きく寄与し、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に貢献している。また、私立大学は地域社会における高等教育へのアクセス機会の均等と知的基盤としての役割も同時に果たしてきている。

今後とも、私立大学が我が国の発展に寄与し貢献していくためにも、私立大学が、主体性を重んじ公共性を高め自律的な「私立大学版ガバナンス・コード」を制定し、それを規範として運用することにより、適切なガバナンスを確保し、強固な経営基盤を基にした新しい大学づくりを進めていくことが必要である。

そして、私立大学の教育、研究、社会貢献の機能の最大化を図り、私立大学の社会的責任を全うすることにより、私立大学が社会からの信頼に応え、さらなる社会の支援につながることを期待している。

今後の運用

本協会加盟全大学は、様々な成り立ちや沿革の中で各法人の拠って立つところが形成されているということに十分配慮することが求められる。ついては本協会の制定した「私立大学版ガバナンスコード」は、指針を示すガイドラインとするが、加盟大学の実状に応じ、公共性と自主性を基本とし自律的な取り組みとして活用されることを期待する。

当面は、このガバナンスコードの運用を行いつつ、加盟大学をはじめ関係者の意見を聴きつつ、より適切なガバナンスコードを目指していく。

私立大学の教育の使命はこれからますます重要。従って自主的に諸ガバナンス改革を進め、社会の理解を得つつ、大胆な教育改革を図って行き、文字通り2040年の我が国国力を支える主柱となる人材を育成していく必要！！！（別表参照）。国はこの事実を理解し、更なる財政援助を行うことが不可欠。

当面の運用

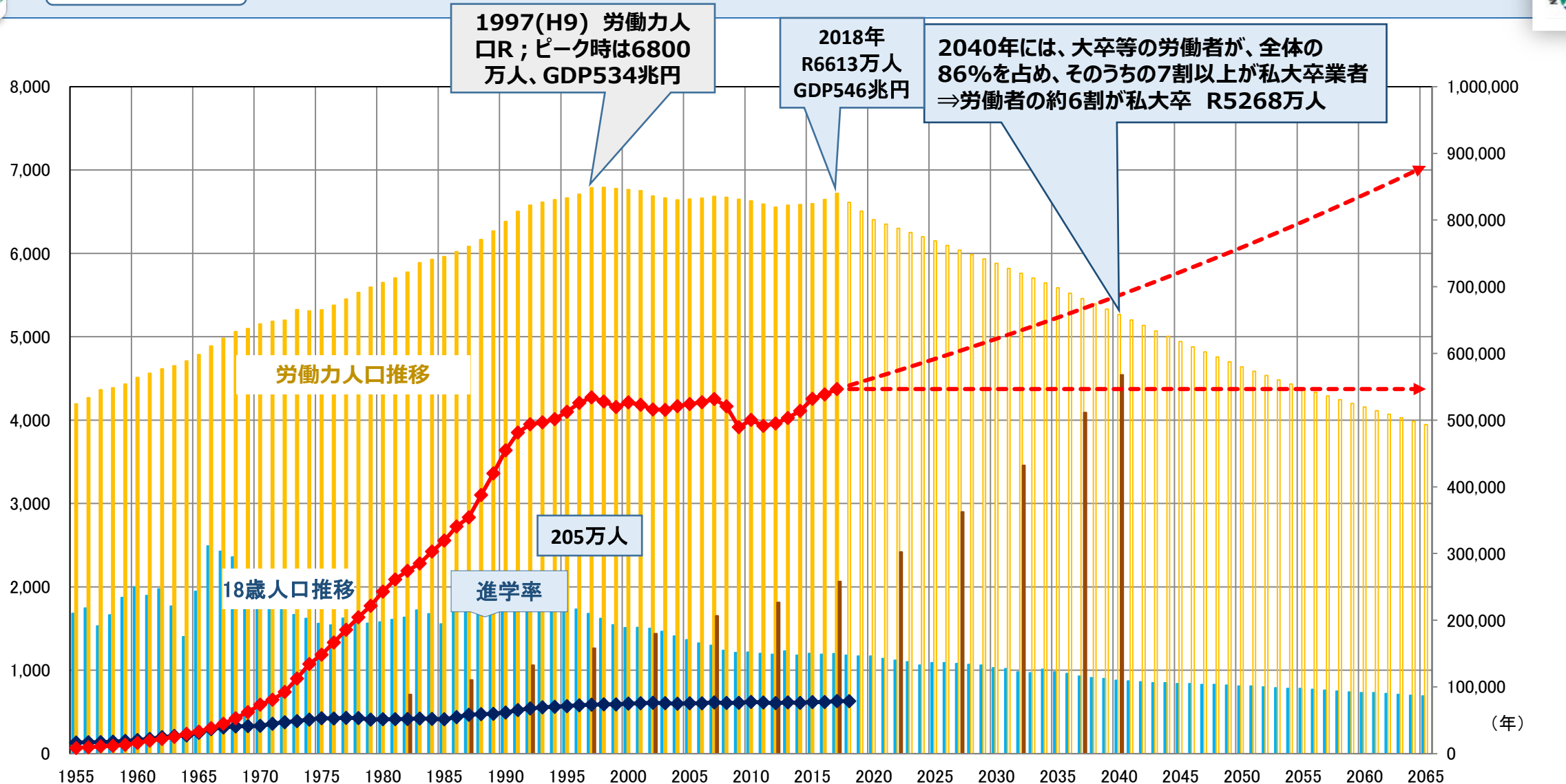
- ・私立大学協会加盟406大学が対象。私立大学版、現在は中間報告の位置づけ。法改正内容が確定した段階で修正。確定版を策定。
- ・準備の出来たところから公表。
コーポレートガバナンスコードで定義している①プリンシパル・アプローチ、コンプライ・オア・エクスプレイン方式（注参照）は不採用。
- ・大学によって、本コードの例示中未実施の項目は掲載不要の扱い。各大学の自主性を尊重。
- ・経営トップは本コード記載内容は全て体得しておく必要。その他役員（理事・監事）・教職員の研修に利用し、学校法人運営やガバナンスの在り方等について、理解を深めておく必要。

（注）① プリンシパルベース・アプローチ、自らの活動が、形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断。② コンプライ・オア・エクスプレイン：コードは、法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」を求める手法を採用。

今後の課題

- ・私大協版は中間報告となっており、今後私学法の改正内容がはっきりしたところで、完成版をまとめる。
- ・私立大学連盟との歩調をどうするか
ー連盟は策定する方向で検討中。
- ・国立大学も大学ガバナンス・コードを2019年度中に策定予定（ガバナンス改革閣議決定2018.6.15）。
- ・ガバナンス・コードは、全大学共通の形式が望ましいが、私立大学は規模の差があり、大学の規模別に例えば当面2つの形式を設定し、加盟大学への対応をすることが考えられる。
- ・こうした形で、進めていき国立も含め全大学共通の形式に育て上げる方向か。

我が国国力と労働力人口、うち大卒、私大卒労働力の推移と位置付け



注: 18歳人口及び大学入学者数は「学校基本調査」、労働力人口実績は「労働力調査」より、年平均ベース。

労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と失業者の合計。

将来の労働力人口は厚生労働省データを参考に予想し、大学・大学院卒業有業者は5年毎の「就業構造基本調査」を基に推計した。

出所: 文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「労働力調査」、総務省「就業構造基本調査」、総務省統計局

18歳人口(千人、左軸) 労働力人口(万人、左軸) 大学・大学院卒業有業者数推計(万人、左軸)、うち7割前後が私立大学卒 大学入学者数(千人、左軸) 名目GDP(十億円、右軸)

10 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(抜粋) 平成16年7月23日 文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて 文部科学省事務次官通知 第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

- ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条)
- イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)
- ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条)
- エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)
- オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

② 監事制度の改善

- ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)
- イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)

③ 評議員会制度の改善

- ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)
- イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

- ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。
- イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。
- ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。
- エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

- ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。
- イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

- ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたい
- イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。
- ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

- 高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たせるよう他の公益的な法人と同等以上の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され支援される、これまで以上に公益性を備えた存在であり続けることが必要。
- 平成16年の私立学校法の改正では、理事会の設置等、理事・監事・評議員会の権限・役割分担を明確にするなど、学校法人の管理運営制度について改善。
- 学校法人制度の根幹である理事会・評議員会・監事制度については、まずは本来期待されている役割が十分に果たされるよう、機能の活性化を図ることが必要。
- その上で、他法人制度に係る改革の状況や考え方も参考としつつ、各機能の強化や情報公開の推進により、透明性あるガバナンスが担保されるよう改善を図る。

(理事・理事会, 評議員・評議員会)

- ・ 理事会機能の実質化・実効性を確保する（理事会における議決事項の明確化、理事会への業務執行者の報告事項の明確化、適時・適切な実効性ある理事会の開催、学内理事及び外部理事の役割の明確化、研修の強化等）
- ・ 評議員会機能の実質化及びチェック機能を充実する（評議員会の本来的な機能である大学運営への幅広い意見の反映と理事会の意思決定に対するチェック機能の実効性担保・形骸化防止、中長期的計画に関しての意見聴取、監事の選任や理事・監事の報酬基準の策定プロセスへの評議員会の関与の深化等）
- ・ 理事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する

(評議員もその権限に応じて明確化)

(監事・会計監査人)

- ・ 牽制機能の実効性を確保する（監事監査基準・同規則等の作成、重点監査項目等を盛り込んだ具体的な監査計画の作成、充実した監査報告書の作成、監事の業務の支援体制の充実、違法行為差止請求権の付与、職務対象の明確化、職責に応じた適切な報酬の支給等）
- ・ 監事の善管注意義務や法人・第三者に対する損害賠償責任を明確化する
- ・ 会計監査人による監査について、私立学校振興助成法から私立学校法へ根拠を変更する（学校法人会計基準についても同旨）

(情報公開等)

- ・ 社会への説明責任を果たし、健全なガバナンスに資するよう、分かりやすく開かれた情報の公開を推進することが必要。
- ・ 在学する学生と保護者、高校等の関係者等に対して、正確で十分な情報の提供を行うとともに、広く一般国民に対しても必要な情報を提供することが必要。
- ・ 国公私共通の仕組みである大学ポートレートや学校教育法に基づく情報公開等と併せて総合的に学校法人の公益性の確保を図っていくことが必要。
- ・ 私学団体や文部科学省等が協力し、望ましいガバナンスの在り方のガイドラインや留意すべき点等を示して、各法人の自主的な取組を促進すべき。

- ・ **各金融証券取引所**が、関連する上場規則等の改正を行い制定（**全上場会社**に適用される）
- ・ 成長戦略の一環として、健全な企業家精神の発揮に資する「**攻めのガバナンス**」を確保
- ・ **株主はもとより、幅広い「ステークホルダーとの適切な協働」**を通じた企業価値の向上を明記
- ・ **中長期保有の株主**は、会社にとって重要なパートナーとなり得る存在であり、両者の間の「**建設的な対話**」を充実
⇒ **会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**を促し、ひいては**経済全体の発展にも寄与**

・ **プリンシプルベース・アプローチ**：自らの活動が、**形式的な文言・記載**ではなく、**その趣旨・精神に照らして真に適切か否か**を判断。

・ **コンプライ・オア・エクスプレイン**：コードは、**法令のように一律の義務を課すのではなく、「原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか」**を求める手法を採用。

【 1. 株主の権利・平等性】

上場会社は、株主の**権利・平等性**を確保すべき。

【 2. 株主以外のステークホルダー】

上場会社は、企業の持続的な成長は、従業員、顧客、取引先、地域社会などのステークホルダーの貢献の結果であることを認識し、**適切な協働**に努めるべき。

【 3. 情報開示】

上場会社は、**法令に基づく開示**を適切に行うとともに、**法令に基づく開示以外の情報提供**にも主体的に取り組むべき。その際、利用者にとって**有用性の高い情報**を適確に提供すべき。

◎ 以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべき。

- **会社の目指すところ（経営理念等）**や**経営戦略、経営計画**
- 取締役会が**経営陣幹部・取締役の報酬**を決定するに当たっての**方針と手続**

【 4. 取締役会等】

取締役会は、会社の持続的な成長を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、以下の役割・責務を果たすべき。

- (1) **企業戦略等の大きな方向性**を示すこと
- (2) 経営陣の適切な**リスクテイクを支える環境整備**を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、**実効性の高い監督**を行うこと

◎ 経営判断の結果、会社等に予期せぬ損害が生じれば、株主代表訴訟等が懸念。その際、裁判例は「意思決定過程の合理性」の有無を重視。

⇒ **会社の健全なリスクテイクを側面から支援。**

➢ 持続的な成長に資するような**独立社外取締役の活用**

⇒ 建設的な議論に貢献できる人物を**2名以上**設置すべき

➢ 監査役に**財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任**するなど
取締役会・監査役会の実効性確保

➢ 取締役会における**審議の活性化**

【 5. 株主との対話】

上場会社は、持続的な成長に資するとの観点から、株主と**建設的な対話**を行うべき。

○ 私立学校法(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(抜粋)

平成16年7月23日 文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて。文部科学省高等教育局私学部長通知

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。なお、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。

(2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

② 当該学校法人と雇用契約にある者

③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

(3) 小規模法人への配慮等について

各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されること。

また、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。